



初任者研修の修了年度を基準として
現任研修の受講対象期間を確認します。
お申込みの際にも必要になりますので、
お手元にご用意の上、ご覧ください。

表を見るポイント

- ① 初任者研修を何年度に修了しているか
- ② 受講対象期間に現任研修を受講出来ているか
- ③ 直近で受講した初任者研修、又は現任研修修了年度のマスが
灰色に塗られているか、いないか(実務経験免除(※部分)の確認)

初任者研修修了年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1回目の現任研修 受講対象期間 期間内に 1回受講	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
2回目の現任研修 受講対象期間 期間内に 1回受講	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
3回目の現任研修 受講対象期間 期間内に 1回受講	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
4回目の現任研修 受講対象期間 期間内に 1回受講	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25



表の最上部にあります、ご自身の **初任者研修の修了年度** をご確認ください。

初任者研修の修了年度を起点として、5年毎に現任研修の受講対象期間が設けられております。

ご自身の初任者研修の修了年度と、直近で受講された現任研修の修了年度をご確認いただき、お申込みください。

- ・平成21年度に初任者研修を受講し、3回目の現任研修が未受講の方
- ・平成26年度に初任者研修を受講し、2回目の現任研修が未受講の方
- ・令和元年度に初任者研修を受講し、初回の現任研修が未受講の方

今年度が現任研修受講対象最終年度です。

現任研修受講対象期間内に現任研修を修了できなかった場合は、初任者研修をご受講ください。



初回の現任研修受講者は、初任者研修修了後、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験が必要です。
(お申込みの際に実務経験証明書をご提出ください。)



2回目以降の現任研修受講者は、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある方、もしくは、現に相談支援業務に従事している方が対象です。

※ただし、表の内 **灰色の枠の年度** の修了者

(令和元年度に初任者研修を受講した方、または平成27年度～令和元年度に直近の現任研修を受講修了した方)は、

その年を基準にして、**次回にあたる現任研修の受講対象期間**においては、申し込みの際に実務経験の提出が免除されます。

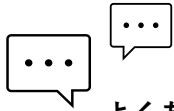
例1) H28に初任者研修を受講し、H30(灰色の枠の年度)に1回目の現任研修を受講した方が、R4～R8の受講対象期間の中で、2回目の現任研修を受講希望した場合⇒**実務経験が免除**

例2) H28に初任者研修を受講し、R3(背景色無しの年度)に1回目の現任研修を受講した方が、R4～R8の受講対象期間の中で、2回目の現任研修を受講希望した場合⇒**実務経験が必要**

ポイント



例2の方は、直近の現任研修修了年度が灰色の枠の年度(平成27年度～令和元年度)ではない為、実務経験免除の対象となりません。過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある方、もしくは、現に相談支援業務に従事している方が受講対象となります!



よくあるご質問

- Q. 直近に受講した現任研修の修了年度を基準として、5年以内に受講すればよいということではないのですか？
- A. 資格の有効期間を数える起算点は、初任者研修の修了年度となります。
例として、**R1年**に初任者研修を受講された方が**1回目**の現任研修の受講を**R4年**にされても、**R6年**にされても、**2回目**の現任研修受講対象となる期間は、等しくR7年～R11年の5年間となります。
5年の猶予内で早めに受講することで、残りの年数分損をするということは無いので余裕をもってご受講ください。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
Aの方	初任			現任												
修了				1回目			(2回目の現任研修受講対象期間)									

初任者研修の修了年度が同じであるならば、
発行される修了証の有効期間（次回の現任研修受講対象期間）はA、Bどちらも同じ
(令和7年4月1日～令和12年3月31日まで)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
Bの方	初任					現任										
修了						1回目	(2回目の現任研修受講対象期間)									

- Q. 現任研修の受講対象期間を過ぎてしまいました。どうしたらいいでしょうか？
- A. 申し訳ございませんが、初任者研修を受講していただきますようお願いいたします。
その際、お持ちの相談支援従事者初任者研修もしくは相談支援従事者現任研修の修了証を同封いただく事で、講義部分の一部免除が可能となります。
- Q. 現任研修の実務経験において、老人施設の相談員や病院のソーシャルワーカー等の相談業務は含まれますか？
- A. 相談支援業務の内容として、基本相談支援、地域相談支援および計画相談支援以外の相談業務は認められません。
- Q. 実務経験証明書について、コピーでの提出は可能ですか？
- A. コピーの提出は認められません。必ず原本をご提出ください。
- Q. 初任者研修の修了証を無くしてしまいました。どうしたらよいですか？
- A. お手数をおかけしますが、修了証の再発行に関しては茨城県障害福祉課にご相談下さい。

その他ご質問は…

茨城県心身障害者福祉協会のお問合せフォーム
(ホームページ： <http://www.harness.jp>)

または、

kensyuu@harness.jp (研修用アドレス) へご連絡下さい。

※ご質問者様のお名前、事業所名、ご連絡先の電話番号をご記載ください。

